

(1)

事務連絡 令和元年10月23日	新
<b>第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項</b>	
(略)	
9 被災した住宅の応急修理	
(3) 対象者 ウ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」(別紙様式2)を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。	
日	
<b>第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項</b>	
(略)	
9 被災した住宅の応急修理	
(3) 対象者 ウ 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。	
資力要件については、制度の趣旨を十分理解して運用すること。	

災害救助法における住宅の応急修理について  
(略)

各都道府県 災害救助担当主管部 (局) 長 殿  
内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (被災者行政担当)

今年度発生した災害においては、各地で水害や風害等が相次ぎ、甚大な被害が発生し、相当数の住宅が応急修理の対象となることが想定される。このため、災害救助法の応急修理制度を拡充し、恒久的制度として一部損壊の住宅のうち、日常生活に支障をきたす程度の被害が生じた住宅については支援の対象としたところである。これを踏まえ、住宅の応急修理の実施を図るため、災害救助事務取扱要領(令和元年10月)に記載している内容を別記の取扱いと改めたので周知する。貴職におかれましては御了知されるとともに、管内市町村に対し周知を図られるようお願いしたい。

（2）季別扶養費算定の日付をもと決定するところである。

開会式。

※ 乙261号厚生法、4月1日から5月30日までの間を1月、冬季を1月、10月1日から翌年3月31日までの間を1月。

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	22,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	33,600円

（2）住家の半壇、半壇又は床に上置きに被審を受ける世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	72,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	111,400円

（1）住家の全壇、全壇又は床に上置きに被審を受ける世帯

〈別記〉 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は算定における助成費用の限度額

32

- 乙の数助法、見舞制度(扶助法)にて、各世帯の被扶養状況を確認するところに、一律に生活必需品を回数配布する等の運用が既に規定されている。
- 被服等の精算方法にて、世帯単位で行なうべきことと規定している。なお、被服金品の配分等を法外で行なう場合は扶助法に該当する。
- 本法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は算定方法。即ち、被扶養者1人当たりの被扶養額の乙の数助法、商品券等の金券によって支給されるものである。なお、被服金品の配分等を法外で行なう場合は扶助法に該当する。

### 主な留意事項

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

対象者	住家の全半壇、全半壇、床又は、床上置きに被審を受ける世帯	扶助期間	被審を受ける日から10日以内	費用の限度額	住家の被審の程度、被扶養期(夏・冬)、世帯人	助成経費	①被服、寝具及び他の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④洗濯材料
-----	------------------------------	------	----------------	--------	------------------------	------	---------------------------------------------

（5）被服、寝具その他の生活必需品の給与又は算定